

地域連携推進協議会要綱

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）に、地域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進協議会は、本学、城南区役所（以下「行政」という。）、市民が連携を密にし、意見・情報の交換を行い、地域との交流の活性化を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本学の地域連携に関する部署の役職者および学生の代表者
- (2) 行政の地域連携に関する部署の役職者
- (3) その他センター長が必要とする者

2 会長は中村学園大学社会連携推進センター長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進協議会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進協議会は、6カ月に1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 推進協議会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 推進協議会の所管部署は本学連携推進部とし、協議に参画する。

2 推進協議会に関する事務は本学連携推進部において処理する。

(附則)

この要綱は平成26年6月1日から実施する。

この要綱は平成27年7月1日から実施する。

この要綱は令和元年7月1日から実施する。

この要綱は令和2年4月1日から実施する。